

No.	質問	回答
1. 宿泊税制度の概要に関すること		
1-1	宿泊税とはどのような税金ですか。	宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。
1-2	なぜ宿泊税を導入するのですか。	宿泊税は、本市が国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てるために令和7年12月1日から導入するものです。
1-3	宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えていますか。	<p>宿泊税は、「MATSUE観光戦略プラン」の基本戦略に基づく主要事業に活用します。</p> <p>①魅力ある観光資源の磨き上げ、②快適に過ごせる環境づくりと利便性の向上、③松江の魅力発信と顧客の創造、④観光地松江の土台づくり</p> <p>これらのうち、松江の観光課題を解決するために、以下の3つの施策を優先的に実施する予定です。</p> <p>マーケティング・プロモーション、閑散期対策、観光推進組織づくり</p>
1-4	観光振興のための財源とするのであれば、観光客ではないビジネス利用客などからも取るのはおかしいのではないですか。	行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的にかかわらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。
1-5	税率はいくらですか。	税率は、1人1泊につき200円です。なお、宿泊料金が素泊まり・税抜きで5,000円未満の場合は課税が免除されます。
1-6	税率、課税対象等が変更されることはないのですか。	税率等は宿泊税条例において規定されています。条例施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。また、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うこととしています。

No.	質問	回答
2. 宿泊に関すること		
2-1	課税対象となる「宿泊」の定義を教えてください。	宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
2-2	連泊の場合の取扱いはどうなりますか。	宿泊税は、宿泊数に応じて課税されます。したがって、連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
2-3	事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）の取扱いはどうなりますか。	その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。
2-4	客室を日帰りで利用する場合（いわゆるデユース）の取扱いはどうなりますか。	宿泊行為が無いため、課税対象ではありません。
2-5	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取扱いはどうなりますか。	日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用の時間を含みます。）があった場合は、宿泊とみなし、課税対象となります。なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。
2-6	実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム等）の場合の取扱いはどうなりますか。	ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない利用行為は、原則、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合、宿泊施設が利用料金を宿泊料金として徴するなど契約上宿泊として取り扱っている場合は課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。
2-7	ウィークリーマンション等の場合の取扱いはどうなりますか。	ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、貸室業として対外的に明示して営業しており、かつ、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊に当たらない場合は、課税対象となりません。ただし、ウィークリーマンション等と称してマンション等の空き室に客を宿泊させている場合など、旅館業と判断され得る営業実態の場合は、旅館業法違反となります。
2-8	キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合の取扱いはどうなりますか。	宿泊行為が無いため、課税対象となりません。
2-9	添い寝の乳幼児やこどもは宿泊税の課税対象ですか。	乳幼児やこどもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となります。ただし、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合や、免税点（素泊まり・税抜き5,000円）未満の場合は課税対象となりません。また、修学旅行など課税免除の要件に該当する場合には、宿泊税は課税対象外となります。
2-10	形式上1棟を単位として料金設定し、乳幼児を無料としていませんが、乳幼児にも宿泊税は課税されますか。	1棟当たりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。1棟当たりの宿泊料金の総額を乳幼児を含めた宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金としてください。
2-11	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所の場合は課税対象ですか。	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しませんので、課税対象ではありません。
2-12	長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。また、30日以上宿泊を伴うマンスリーマンションのような利用の場合はどうなりますか。	宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されます。借地借家法の適用を受ける賃貸借契約により30日以上宿泊している場合は、宿泊契約に基づく宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

No.	質問	回答
3. 宿泊料金に関すること		
3-1	「宿泊料金」の定義を教えてください。	宿泊料金は、宿泊の対価又は負担として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。 宿泊料金には、宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。
3-2	「宿泊料金」に含まれるものの具体例を教えてください。	《宿泊料金に含まれるものの例》 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額 ・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料、奉仕料 ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等
3-3	「宿泊料金」に含まれないものの具体例を教えてください。	《宿泊料金に含まれないものの例》 ・食事代 ・遊興費 ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額（日をまたぐ6時間以上の利用は除く。） ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
3-4	食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。 朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
3-5	企画旅行・手配旅行における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金（食事料金等に相当する金額を除く）とします。 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金（食事料金等に相当する金額を除く）とします。ただし、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に、旅行業者が受けるべき取扱手数料等をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。
3-6	1人当たりの宿泊料金が不明な場合の取扱いはどうなりますか。	1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。
3-7	エキストラベッド等を追加した場合における宿泊料金の計算方法について教えてください。	エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合は、その金額を宿泊料金の総額に加算し、加算後の宿泊料金を宿泊者数で除した金額を1人当たりの宿泊料金とします。 ただし、特定の子どもや高齢者などに帰属することが明らかな追加料金の場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として取り扱います。
3-8	宿泊施設による割引、優待等がある場合における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。
3-9	連泊割引における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	連泊をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。 連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で按分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。
3-10	補助金・助成金等（第三者からの支払い）があった場合における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	補助金、助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われるときは、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。 補助金、助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

No.	質問	回答
3-11	時間延長がある場合における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	「宿泊行為」の前後に時間を延長して客室を利用した場合で、その延長利用を「休憩その他これに類する利用行為」として料金を徴収しているときは、当該料金を宿泊料金に含みませんが、その延長利用を「宿泊行為」として料金を徴収しているときは、当該料金を宿泊料金に含みます。 「休憩その他これに類する利用」に係る契約において時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。
3-12	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。
3-13	外貨建て取引による宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
3-14	サブスクリプション方式による宿泊料金の場合の取扱いはどうなりますか。	実際に宿泊行為があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合は宿泊税の課税対象となります。 1泊当たりの宿泊料金については、サブスクリプションプランから算出することとなります。 例) 30泊料金378,000円の場合⇒378,000円÷30日＝1泊当たり12,600円
3-15	2人分の予約があり、宿泊税も2人分事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金する必要がありますか。	実際に宿泊があった人数に基づき宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。

No.	質問	回答
4. 課税免除に関すること		
4-1	課税免除の対象となる学校行事はどのようなものですか。	当該学校が主催する、学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の修学旅行その他の学校行事で、全校又は学年単位で実施されるものです。その他の学校行事とは、宿泊研修、林間学校、社会科見学等が考えられます。
4-2	修学旅行等で課税免除になるのはどのような人ですか。	課税免除の対象者は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通う児童、生徒又は学生並びに引率者です。大学や専修学校、各種学校は対象外です。宿泊税を免除するためには、学校長や園長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。
4-3	引率者とはどのような人のことですか。	児童、生徒又は学生の引率を行う学校の関係者、万が一に備え帯同する看護師や、心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒又は学生の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。
4-4	修学旅行等の課税免除はどのような手続きが必要ですか。また、宿泊税と入湯税で手続きが異なりますか。	学校長や園長が「修学旅行等であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。この証明書の提出がない場合は課税免除となりません。証明書の様式は、宿泊税と入湯税で共通で使用できるものを松江市のホームページに掲載しますので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力又は手書きで記入し、学校長等の施設長印を押印の上、宿泊施設に提出してください。
4-5	修学旅行の事前準備（下見）は課税免除になりますか。	学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の学校行事でないことから、課税免除の対象とはなりません。
4-6	部活動やクラブ活動の大会（高校総体や総合文化祭等）や合宿は課税免除になりますか。	学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の学校行事でないことから、課税免除の対象とはなりません。

No.	質問	回答
5. 徴収方法に関すること		
5-1	特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収する方法を教えてください。	<p>特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。</p> <p>①現地払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。 ②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。 ※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。 ③宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い…予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。</p>
5-2	ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。	<p>特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくこととなります。</p> <p>(なお、無人化施設等での徴収の場合も徴収しやすい方法を選択していただくこととなります。他自治体の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。)</p>
5-3	キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければなりませんか。	<p>宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払われた場合の手数料については、宿泊事業者とクレジット会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくこととなります。</p>
5-4	宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよいですか。	<p>特別徴収義務者である宿泊事業者が、市に宿泊税相当額を納入した上で、納税を拒否をした宿泊者に求償（請求）することになります（地方税法第733条の15第2項及び同条第3項）。なお、このようなことが生じないよう、市として宿泊者への周知・広報などに取り組みます。</p>
5-5	旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。	<p>旅行業者が旅行商品の販売時にお客様から宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくことも可能です。</p>
5-6	宿泊税のことを知らない外国人等が来たらどのように対応すればよいですか。	<p>宿泊税のポスター、チラシ等の広報物を活用してご説明をお願いします。</p>

No.	質問	回答
6. 申告納入に関すること		
6-1	申告納入は毎月行わなければなりませんか。	原則毎月としていますが、一定の要件を満たす場合、申請により、3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。
6-2	宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。	申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。
6-3	申告納入期限の特例はいつから適用できますか。	申告納入期限の特例を受けるには、申請日において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過している必要があります。ただし、経過措置として宿泊税の導入開始日の令和7年12月1日より前に経営を開始しており、かつ、経営開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和7年12月1日から1年を経過していなくても、その他別に定める要件を満たしていれば、申告納入の特例の対象となります。なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があり、令和8年3月1日～令和8年11月30日までの間で申請書を提出すること、提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が「30万円以下」であること等が要件となります。
6-4	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者が負担するのですか。	指定の納入書を用いて指定金融機関等の窓口で納入いただく場合には振込手数料はかかりません。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子納付を利用される場合も、振込手数料はかかりません。
6-5	月をまたぐ連泊の場合、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか。	宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただきます。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。
6-6	宿泊者が旅行者を通じて宿泊料金を払った場合、旅行者からの入金に1～3か月ほどかかるが、翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。	宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月に申告をしていただくこととなります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をしていただきますようお願いいたします。
6-7	売掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と、入金された月の翌月のどちらですか。	宿泊行為があった日が属する月の翌月末までに申告納入してください。

No.	質問	回答
7. その他		
7-1	宿泊税条例の施行前から予約していたものについて、宿泊税は課税されますか。	令和7年12月1日より前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和7年12月1日以降であれば、宿泊税が課税されます。
7-2	領収書への宿泊税の表示は必ず行う必要がありますか。	領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。 なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いについては税務署へお問い合わせください。
7-3	領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定がありますか。	印字方式について指定はありません。宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。
7-4	課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。	料金の内訳は、領収書での表示は必須ではありません。なお、税務調査の際にその素泊まり料金が確認できるように、資料等の管理をお願いします。
7-5	レジシステムの改修は必須ですか。	宿泊税の管理に既存のシステムの標準機能による設定変更で対応できる場合や、管理を紙媒体で行う場合などにおいては必須ではありません。事業者様の事情によりご判断ください。なお、令和7年度に限り、レジシステム改修等に係る補助制度がありますのでご活用ください。
7-6	領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。	領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、ご注意ください。 なお、印紙税に関する詳細については、税務署へお問い合わせください。
7-7	宿泊税は売上げに含まれますか。	宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売上げに含まれません。
7-8	宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。	必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能です。また、単一の帳簿にまとめる必要はなく、複数の帳簿を突合せることにより宿泊税に関する情報（宿泊税額等）を確認することができれば結構ですので、管理しやすい方法をご検討ください。
7-9	宿泊税と入湯税で制度的に同じ部分や異なる部分がありますか。	「修学旅行」等の宿泊を伴う学校行事の参加者については、令和7年12月1日以降は、両税とも基本的に同じ課税免除の基準となるように、入湯税の条例改正を行いました。ただし、「小学生以下の者」は、宿泊税は課税対象ですが、入湯税は課税免除となりますので、ご注意ください。